

平成 2 9 年 6 月

第 2 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

平成 2 9 年 6 月 第 2 回 人 吉 市 議 会 （ 定 例 会 ） 提 出 案 件

| 議 案 番 号   | 件 名                                                                                          |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 第 3 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 8 年度<br>人吉市一般会計補正予算（第 1 1 号））                                         |
| 議 第 3 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の<br>一部を改正する条例）                                                      |
| 議 第 3 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画<br>税条例の一部を改正する条例）                                                  |
| 議 第 3 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康<br>保険税条例の一部を改正する条例）                                                |
| 議 第 3 8 号 | 平成 2 9 年度 人吉市一般会計補正予算（第 1 号）                                                                 |
| 議 第 3 9 号 | 平成 2 9 年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算<br>（第 1 号）                                                      |
| 議 第 4 0 号 | 平成 2 9 年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算<br>（第 1 号）                                                      |
| 議 第 4 1 号 | 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条<br>例の制定について                                                        |
| 議 第 4 2 号 | 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定につい<br>て                                                               |
| 議 第 4 3 号 | 人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例<br>の一部を改正する条例の制定について                                               |
| 議 第 4 4 号 | 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運<br>営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制<br>定について                              |
| 議 第 4 5 号 | 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番<br>号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特<br>定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の<br>制定について |
| 議 第 4 6 号 | 工事請負契約の締結について                                                                                |
| 議 第 4 7 号 | 損害の賠償について                                                                                    |
| 議 第 4 8 号 | 損害の賠償について                                                                                    |
| 議 第 4 9 号 | 損害の賠償について                                                                                    |

|          |                                                |
|----------|------------------------------------------------|
| 議第 5 0 号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて                      |
| 議第 5 1 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                      |
| 議第 5 2 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                      |
| 議第 5 3 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                      |
| 議第 5 4 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                      |
| 議第 5 5 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                      |
| 議第 5 6 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                      |
| 議第 5 7 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                      |
| 議第 5 8 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                      |
| 議第 5 9 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                      |
| 議第 6 0 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                      |
| 報第 1 号   | 平成 2 8 年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について                |
| 報第 2 号   | 平成 2 8 年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について              |
| 報第 3 号   | 平成 2 8 年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について      |
| 報第 4 号   | くま川下り株式会社の経営状況について（第 5 5 期決算報告書及び第 5 6 期事業計画書） |

### 議第 3 4 号

#### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 1 号 平成 2 8 年度 人吉市一般会計補正予算（第 1 1 号）  
（平成 2 9 年 3 月 3 0 日専決）

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

#### （提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 30 日

人吉市長 松岡 隼人

- 1 平成 28 年度 人吉市一般会計補正予算（第 11 号）

## 議第 3 5 号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 2 号 人吉市税条例の一部を改正する条例  
（平成 2 9 年 3 月 3 1 日専決）

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

### （提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日

人吉市長 松岡 隼人

1 人吉市税条例の一部を改正する条例

## 人吉市条例第 13 号

### 人吉市税条例の一部を改正する条例

人吉市税条例（昭和 29 年人吉市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書

(2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第 33 条第 6 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書

(2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第 34 条の 9 第 1 項中「第 33 条第 4 項の申告書」を「第 33 条第 4 項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第 6 項の申告書」を「同条第 6 項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第 2 章第 1

節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定されたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

第63条の2の見出し及び同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「<sup>あん</sup>按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第5項を削り、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同項を同条第8項とし、

同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条に次の2項を加える。

11 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

12 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する

場合には、３月以内に提出することができなかった理由

- 10 法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１２項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
  - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
  - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
  - (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
  - (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第３８項に規定する補助金等
  - (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由

附則第１６条第３項中「次項」を「以下この条（第５項を除く。）」に改め、同条に次の３項を加える。

- 5 法附則第３０条第６項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３１年度分の軽自動車税に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第３０条第７項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３１年度分の軽自動車税に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

- 第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。
- 附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の2第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（」に、「ものに限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前

号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第6条の規定 公布の日

(2) 附則第5条第1項の改正規定及び次条第2項の規定 平成31年1月1日

(3) 附則第5条の規定 平成31年10月1日

(4) 附則第10条の2第10項の次に2項を加える改正規定(同条第12項に係る部分に限る。) 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の人吉市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の人吉市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条(地方税法及び航空機燃料

譲与税法の一部を改正する法律（平成２９年法律第２号。第４項及び次条第２項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下この項において「新法」という。）第３４９条の３の４に係る部分に限る。）の規定は、平成２８年４月１日以後に発生した新法第３４９条の３の３第１項に規定する震災等（第４項において「震災等」という。）に係る新法第３４９条の３の４に規定する償却資産に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

３ 新条例第６１条の２の規定は、平成３０年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成２９年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

４ 新条例第６３条の３第２項及び第７４条の２の規定は、平成２８年４月１日以後に新たに発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第３４９条の３の３第１項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成２９年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成２８年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

２ 市長は、納付すべき軽自動車税（平成２８年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを人吉市税条例第８３条第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る３輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第１３条第１項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第１８条第２項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（人吉市税条例第８７条及び第８８条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(人吉市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 人吉市税条例等の一部を改正する条例（平成26年人吉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「人吉市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

|                       |          |                                                                                     |
|-----------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 第82条第2号ア(イ)           | 3, 900円  | 3, 100円                                                                             |
| 第82条第2号ア(ウ)           | 6, 900円  | 5, 500円                                                                             |
| a                     | 10, 800円 | 7, 200円                                                                             |
| 第82条第2号ア(ウ)           | 3, 800円  | 3, 000円                                                                             |
| b                     | 5, 000円  | 4, 000円                                                                             |
| 附則第16条第1項             | 第82条     | 人吉市税条例等の一部を改正する条例（平成26年人吉市条例第23号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条 |
| 附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項  | 第2号ア(イ)  | 平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)                                           |
|                       | 3, 900円  | 3, 100円                                                                             |
| 附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項 | 第2号ア(ウ)a | 平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a                                          |
|                       | 6, 900円  | 5, 500円                                                                             |

|                               |          |                                                            |
|-------------------------------|----------|------------------------------------------------------------|
|                               | 10,800円  | 7,200円                                                     |
| 附則第16条第1項<br>の表第2号ア(ウ)bの<br>項 | 第2号ア(ウ)b | 平成26年改正条例<br>附則第6条の規定に<br>より読み替えて適用<br>される第82条第2<br>号ア(ウ)b |
|                               | 3,800円   | 3,000円                                                     |
|                               | 5,000円   | 4,000円                                                     |

第6条 人吉市税条例等の一部を改正する条例（平成28年人吉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中人吉市税条例附則第16条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

第2条を次のように改める。

（人吉市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 人吉市税条例等の一部を改正する条例（平成26年人吉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第2号中「及び」の次に「第2条の規定並びに」を加え、同条第4号中「及び第2条の規定並びに」を「の規定及び」に改める。

## 議第 3 6 号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 3 号 人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例  
（平成 2 9 年 3 月 3 1 日専決）

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

### （提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日

人吉市長 松岡 隼人

- 1 人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

## 人吉市条例第 1 4 号

### 人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

人吉市都市計画税条例（昭和 3 1 年人吉市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 9 項中「第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 2 項」を「第 2 7 項、第 3 1 項、第 3 5 項、第 3 9 項、第 4 2 項、第 4 4 項」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の人吉市都市計画税条例の規定は、平成 2 9 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 8 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 議第 3 7 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 4 号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
（平成 2 9 年 3 月 3 1 日専決）

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

人吉市長 松岡 隼人

- 1 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

## 人吉市条例第 1 5 号

### 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

人吉市国民健康保険税条例（昭和 3 1 年人吉市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 2 号中「2 6 5, 0 0 0 円」を「2 7 万円」に改め、同条第 3 号中「4 8 万円」を「4 9 万円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の人吉市国民健康保険税条例の規定は、平成 2 9 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 2 8 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- |          |                                                                                   |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 議第 4 1 号 | 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について                                                 |
| 議第 4 2 号 | 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について                                                        |
| 議第 4 3 号 | 人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について                                        |
| 議第 4 4 号 | 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について                           |
| 議第 4 5 号 | 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

## 議第 4 1 号

### 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

人吉市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年人吉市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「にあっては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第 2 号中「にあっては」を「には」に改め、同条第 3 項中「によって」を「により」に、「4 3 3 円」を「3 3 3 円」に改め、「第 2 号」の次に「に該当する扶養親族については 1 人につき 2 6 7 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については 3 3 3 円）を、第 3 号」を加え、「第 5 号」を「第 6 号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族」に、「にあっては」を「には」に、「3 6 7 円」を「3 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「満 2 2 歳」を「2 2 歳」に改め、「及び孫」を削り、同項第 5 号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「満 2 2 歳」を「2 2 歳」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「満 6 0 歳」を「6 0 歳」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある孫

第 5 条第 4 項中「満 1 5 歳」を「1 5 歳」に、「満 2 2 歳」を「2 2 歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の人吉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 3 項の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

##### （経過措置）

- 2 新条例第 5 条第 3 項の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた人吉市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、適

用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等は除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成29年政令第57号）が平成29年4月1日に施行されたことに伴い、補償基礎額における扶養親族の加算額を改定すること、及び所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

## 議第 4 2 号

### 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例

人吉市体育施設条例（平成 8 年人吉市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 人吉市市民プール及び第 7 人吉スポーツパレス中「税込み」を「消費税及び地方消費税を含む。」に改める。

別表第 8 川上哲治記念球場を次のように改める。

#### 第 8 川上哲治記念球場

##### 1 施設利用

| 区分            |                                                             | 基準額        |
|---------------|-------------------------------------------------------------|------------|
| 入場料金等を徴収しない場合 | プロ野球 1 チーム 1 時間につき                                          | 4, 3 2 0 円 |
|               | 一般 1 時間につき                                                  | 8 6 0 円    |
|               | 高校生以下 1 時間につき                                               | 4 3 0 円    |
|               | 営利を目的として利用する場合は、上記基準額の 1 0 割増しをした額                          |            |
| 入場料金等を徴収する場合  | プロ野球 1 チーム 1 時間につき                                          | 4, 3 2 0 円 |
|               | 一般 1 時間につき                                                  | 1, 7 2 0 円 |
|               | 高校生以下 1 時間につき                                               | 8 6 0 円    |
|               | 営利を目的として利用する場合は、上記基準額に最高入場料金（消費税及び地方消費税を含む。）の 1 0 0 倍を加算した額 |            |

##### 備考

- 1 高校生以下の者と一般の者とが一緒に利用する場合の基準額は、一般とする。ただし、一般の者が指導者や大会役員の場合を除く。
- 2 利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間とみなす。

##### 2 冷暖房設備

| 区分      | 基準額     |
|---------|---------|
| 1 時間につき | 3 2 0 円 |

備考 利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の体育施設の利用に係る料金について適用し、施行日前の体育施設の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

川上哲治記念球場における冷暖房設備の利用に係る料金を定めること、及び所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

## 議第 4 3 号

### 人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

(人吉市公民館条例の一部改正)

第 1 条 人吉市公民館条例（昭和 6 0 年人吉市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 人吉市中原公民館の部を次のように改める。

|          |       |         |         |
|----------|-------|---------|---------|
| 人吉市中原公民館 | 和室 1  | 2 1 0 円 | 2 1 0 円 |
|          | 和室 2  | 2 1 0 円 | 2 1 0 円 |
|          | 大会議室  | 2 1 0 円 | 2 1 0 円 |
|          | 会議室   | 2 1 0 円 | 2 1 0 円 |
|          | 調理室   | 5 4 0 円 | 2 1 0 円 |
|          | 配送作業室 | 2 1 0 円 | 2 1 0 円 |

(人吉市コミュニティセンター条例の一部改正)

第 2 条 人吉市コミュニティセンター条例（昭和 6 0 年人吉市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 人吉市中原コミュニティセンターの部を次のように改める。

|                 |       |         |         |
|-----------------|-------|---------|---------|
| 人吉市中原コミュニティセンター | 和室 1  | 2 1 0 円 | 2 1 0 円 |
|                 | 和室 2  | 2 1 0 円 | 2 1 0 円 |
|                 | 大会議室  | 2 1 0 円 | 2 1 0 円 |
|                 | 会議室   | 2 1 0 円 | 2 1 0 円 |
|                 | 調理室   | 5 4 0 円 | 2 1 0 円 |
|                 | 配送作業室 | 2 1 0 円 | 2 1 0 円 |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 9 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の人吉市公民館条例別表第 2 の規定及び第 2 条の規定による改正後の人吉市コミュニティセンター条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における人吉市公民館条例第 7 条に規定する公民館の使用及び人吉市コミュニティセンター条例第 3 条に規定するコミュニティセンターの使

用に係る使用料について適用し、施行日前における人吉市公民館条例第7条に規定する公民館の使用及び人吉市コミュニティセンター条例第3条に規定するコミュニティセンターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

人吉市中原公民館及び人吉市中原コミュニティセンターの改修に伴い、施設の使用料を定めるため、条例の一部を改正するものである。

## 議第 4 4 号

人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年人吉市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）第 7 条第 2 項に規定する通知）」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### （提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 2 9 年内閣府令第 1 8 号）が平成 2 9 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

## 議第 4 5 号

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年人吉市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 3 の項及び 1 4 の項を次のように改める。

|        |  |
|--------|--|
| 1 3 削除 |  |
| 1 4 削除 |  |

別表第 2 の 3 の項中「国民健康保険関係情報」を「国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）」に改め、同表 8 の項中「後期高齢者医療関係情報」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する情報（以下「後期高齢者医療関係情報」という。）」に改め、同表 1 3 の項及び 1 4 の項を次のように改める。

|        |  |  |
|--------|--|--|
| 1 3 削除 |  |  |
| 1 4 削除 |  |  |

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### （提案理由）

人吉市における要支援者等に対する介護予防のための福祉用具購入費の一部支給に関する事務及び住宅の改修に要する経費の一部支給に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用を行わないことによる規定の削除及び所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

## 議第 4 6 号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- |   |        |                 |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 契約の目的  | 曙橋補修工事          |
| 2 | 契約の方法  | 指名競争入札による契約     |
| 3 | 契約金額   | 243,000,000円    |
| 4 | 契約の相手方 | ライト・味岡建設工事共同企業体 |

代表者 熊本市東区桜木2丁目2番12号  
ライト工業株式会社熊本営業所  
所長 藤田 俊幸

構成員 球磨郡多良木町大字多良木  
144番地の1  
味岡建設株式会社  
代表取締役 味岡 正章

平成29年6月5日提出

人吉市長 松岡 隼人

#### (提案理由)

予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負に係る契約を締結するときは、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年人吉市条例第1号）第2条の規定により、議会の議決が必要である。

## 議第 4 7 号

### 損害の賠償について

市は、人吉市カルチャーパレス敷地内における転倒事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

#### 1 賠償の理由

平成 2 8 年 1 1 月 4 日午前 1 0 時 3 0 分頃、相手方が人吉市カルチャーパレス屋外集会場を通行していたところ、ブロック敷きの段差につまずき転倒し負傷した事故に関し、市と相手方との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

#### 2 賠償の額

1 0 0 , 1 6 0 円

#### 3 賠償（和解）の相手方

#### 4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

#### （提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決が必要である。

## 議第 4 8 号

### 損害の賠償について

市は、土地賃貸借契約における土地賃借料の支払遅延に関し、次のとおりその損害を賠償する。

#### 1 賠償の理由

市は、平成 2 8 年 7 月 8 日に相手方と契約した土地賃貸借契約の履行に当たり、土地賃借料を土地賃貸借契約の支払期限である平成 2 9 年 3 月 3 1 日に相手方に支払をせず、平成 2 9 年 4 月 4 日に支払を完了した。その土地賃借料の支払遅延における損害の賠償として、市が土地賃貸借契約の規定に基づく延滞金を支払うことについて、市と相手方との間で延滞金の額を決定し、和解するものである。

#### 2 延滞金（賠償）の額

1, 0 0 0 円

#### 3 賠償（和解）の相手方

#### 4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

#### （提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決が必要である。

## 議第 4 9 号

### 損害の賠償について

市は、人吉城跡公園敷地内における樹木の枯れ枝落下事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

#### 1 賠償の理由

平成 2 9 年 3 月 2 8 日午後 1 時 3 0 分頃、女兒が人吉城跡公園の園路を通行していたところ、公園内の樹木の枯れ枝が落下し負傷した事故に関し、市と女兒の親権者との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

#### 2 賠償の額

1 4 , 4 0 0 円

#### 3 賠償（和解）の相手方

#### 4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

#### （提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決が必要である。

議第 5 0 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

尾 方 篤

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

教育委員会委員を任命するに当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 5 1 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

大 石 正 廣

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 5 2 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

福 屋 智 香 子

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 5 3 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

迫 田 幸 乃

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 5 4 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

林 主 一

平成 2 9 年 6 月 5 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 5 5 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

島 津 良 邦

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 5 6 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

上 野 博 司

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 5 7 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

中 村 隆 司

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 5 8 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

大 柿 章 治

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

## 議第 5 9 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

永 田 正 輝

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 6 0 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

中 嶽 修 平

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

報第 1 号

平成 28 年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により、平成 28 年度人吉市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成 29 年 6 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

# 平成28年度 人吉市一般会計 継続費繰越計算書

| 款     | 項       | 事業名                               | 継続費の総額      | 平成28年度継続費予算現額 |        | 支出済額及び支出見込額 | 残額 | 翌年度繰越額     | 左の財源内訳 |            |            |           |     |
|-------|---------|-----------------------------------|-------------|---------------|--------|-------------|----|------------|--------|------------|------------|-----------|-----|
|       |         |                                   |             | 予算計上額         | 前年度繰越額 |             |    |            | 計      | 繰越金        | 特          | 財源        |     |
|       |         |                                   |             |               |        |             |    |            |        |            |            | 国庫支出金     | 地方債 |
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 | 人吉・球磨ス<br>マートインター<br>チェンジ整備事<br>業 | 584,578,000 | 52,944,000    | 0      | 52,944,000  | 0  | 52,944,000 | 0      | 29,095,000 | 17,400,000 | 6,449,000 |     |

報第 2 号

平成 2 8 年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、平成 2 8 年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

平成28年度 人吉市一般会計 繰越明許費繰越計算書

| 款 | 項 | 目  | 事業名                                       | 金額             | 翌年度<br>繰越額     | 左の財源内訳      |             |            |            |   |                | 一般財源 |
|---|---|----|-------------------------------------------|----------------|----------------|-------------|-------------|------------|------------|---|----------------|------|
|   |   |    |                                           |                |                | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源     |            |            |   | その他            |      |
|   |   |    |                                           |                |                |             | 国庫支出金       | 県支出金       | 地方債        |   |                |      |
| 2 | 1 | 6  | 第1別館施設改修事業                                | 円<br>5,000,000 | 円<br>5,000,000 | 円           | 円           | 円          | 円          | 円 | 円<br>5,000,000 |      |
|   |   | 14 | 市庁舎建設事業                                   | 32,000,000     | 23,000,000     |             |             |            | 23,000,000 |   | 0              |      |
|   |   | 15 | (仮称)旅カフェ<br>エントランスセンター<br>整備事業費           | 51,800,000     | 51,800,000     |             | 23,400,000  |            | 19,500,000 |   | 8,900,000      |      |
|   | 3 | 1  | 戸籍住民基本台帳費<br>個人番号カード交付<br>事業              | 2,642,000      | 2,642,000      |             | 2,642,000   |            |            |   | 0              |      |
| 3 | 1 | 1  | 経済対策臨時福祉給<br>付金(事務費)                      | 24,990,000     | 17,328,000     |             | 17,320,000  |            |            |   | 8,000          |      |
|   |   |    | 経済対策臨時福祉給<br>付金(事業費)                      | 126,000,000    | 126,000,000    |             | 126,000,000 |            |            |   | 0              |      |
| 6 | 1 | 3  | 産地パワーアップ事業<br>推進事業                        | 56,680,000     | 56,680,000     |             |             | 56,680,000 |            |   | 0              |      |
|   |   |    | 栗選果選別施設整備<br>事業                           | 3,400,000      | 3,400,000      |             |             |            |            |   | 3,400,000      |      |
| 7 | 1 | 2  | 地域経済循環創造事<br>業                            | 40,000,000     | 40,000,000     |             | 26,660,000  |            |            |   | 13,340,000     |      |
| 8 | 2 | 2  | 社会資本整備総合交<br>付金事業 戸越草津<br>線               | 1,670,000      | 1,670,000      |             | 703,000     |            | 400,000    |   | 567,000        |      |
|   |   |    | 社会資本整備総合交<br>付金事業 七地盤作<br>線               | 5,000,000      | 5,000,000      |             | 3,000,000   |            | 2,000,000  |   | 0              |      |
|   |   |    | 社会資本整備総合交<br>付金事業 鹿目丸岩<br>線               | 2,000,000      | 2,000,000      |             | 1,200,000   |            | 800,000    |   | 0              |      |
|   |   |    | 社会資本整備総合交<br>付金事業 下林南願<br>成寺線(駒井田町工<br>区) | 10,000,000     | 10,000,000     |             | 6,000,000   |            | 4,000,000  |   | 0              |      |
|   |   |    | 社会資本整備総合交<br>付金事業 下林北願<br>成寺線(願成寺町工<br>区) | 7,000,000      | 7,000,000      |             | 4,200,000   |            | 2,800,000  |   | 0              |      |

平成28年度 人吉市一般会計 繰越明許費繰越計算書

| 款         | 項              | 目                    | 事業名                                  | 金額             | 翌年度<br>繰越額     | 左 の 財 源 内 訳 |               |           |                |           | 訳<br>一般財源    |
|-----------|----------------|----------------------|--------------------------------------|----------------|----------------|-------------|---------------|-----------|----------------|-----------|--------------|
|           |                |                      |                                      |                |                | 既収入<br>特定財源 | 未 収 入 特 定 財 源 |           |                |           |              |
|           |                |                      |                                      |                |                |             | 国庫支出金         | 県支出金      | 地方債            | その他       |              |
|           |                | 3<br>道路新<br>設改良<br>費 | 地方道路等整備事業<br>荒毛牛塚線用地取得<br>費          | 円<br>2,787,000 | 円<br>2,787,000 | 円           | 円             | 円         | 円<br>2,500,000 | 円         | 円<br>287,000 |
|           |                |                      | 地方道路等整備事業<br>南町地内第1号線用<br>地取得費       | 2,241,000      | 2,241,000      |             |               |           | 2,000,000      |           | 241,000      |
|           |                |                      | 地方道路等整備事業<br>青井西間線                   | 16,000,000     | 16,000,000     |             |               |           | 14,400,000     |           | 1,600,000    |
|           |                |                      | 社会資本整備総合交<br>付金事業 下林北願<br>成寺線(瓦屋町工区) | 27,735,000     | 1,579,000      | 50,000      | 653,000       |           | 300,000        |           | 576,000      |
|           |                |                      | 社会資本整備総合交<br>付金事業 下林北願<br>成寺線(中林町工区) | 18,715,000     | 11,621,000     |             | 6,373,000     |           | 3,800,000      |           | 1,448,000    |
|           |                |                      | 人吉・球磨スマートIC<br>整備事業                  | 241,516,000    | 160,250,000    | 47,000      | 94,010,000    |           | 56,500,000     | 9,693,000 | 0            |
|           |                | 5<br>橋梁新<br>設改良<br>費 | 社会資本整備総合交<br>付金事業 橋梁点検<br>事業         | 10,000,000     | 10,000,000     |             | 6,000,000     |           |                |           | 4,000,000    |
|           |                |                      | 社会資本整備総合交<br>付金事業 羽田橋補<br>修事業        | 8,000,000      | 8,000,000      |             | 4,800,000     |           | 3,200,000      |           | 0            |
|           |                |                      | 社会資本整備総合交<br>付金事業 大藪橋・宇<br>野橋補修事業    | 14,000,000     | 14,000,000     |             | 8,400,000     |           | 5,600,000      |           | 0            |
|           |                |                      | 社会資本整備総合交<br>付金事業 上麓橋補<br>修事業        | 15,782,000     | 15,782,000     |             | 9,000,000     |           | 6,000,000      |           | 782,000      |
|           | 4<br>都市計<br>画費 | 1<br>都市計<br>画総務<br>費 | 都市計画基礎調査事<br>業                       | 5,303,000      | 4,253,000      |             |               | 1,755,000 |                |           | 2,498,000    |
|           |                | 4<br>街路事<br>業費       | 社会資本整備総合交<br>付金事業 下林願成<br>寺線         | 83,538,000     | 64,450,000     |             | 38,070,000    |           | 22,800,000     |           | 3,580,000    |
| 10<br>教育費 | 3<br>中学校<br>費  | 3<br>学校建<br>設費       | 第二中学校消防設備<br>改修事業                    | 21,000,000     | 21,000,000     |             | 4,935,000     |           | 12,600,000     |           | 3,465,000    |
|           |                |                      | 第二中学校給水設備<br>改修事業                    | 32,500,000     | 32,500,000     |             | 10,077,000    |           | 21,100,000     |           | 1,323,000    |
|           | 5<br>社会教<br>育費 | 2<br>公民館<br>費        | 中原コミュニティセ<br>ンター施設改修事業               | 21,335,000     | 21,335,000     |             | 10,667,000    |           | 10,500,000     |           | 168,000      |
|           |                | 5<br>文化財<br>保護費      | 史跡大村横穴群保存<br>修理事業                    | 40,602,000     | 25,423,000     |             | 20,300,000    | 2,030,000 |                |           | 3,093,000    |
|           |                |                      | 史跡大村横穴群保存<br>管理計画書印刷製本<br>費          | 1,070,000      | 1,070,000      |             |               |           |                |           | 1,070,000    |
|           |                |                      | 城本町落石防護柵設<br>置箇所用地測量事業               | 486,000        | 486,000        |             |               |           |                |           | 486,000      |
|           | 6<br>保健体<br>育費 | 2<br>体育施<br>設費       | 梢山グラウンド補修事<br>業                      | 5,700,000      | 5,700,000      |             |               |           | 4,200,000      |           | 1,500,000    |

平成28年度 人吉市一般会計 繰越明許費繰越計算書

| 款           | 項 | 目 | 事業名                     | 金額         | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳      |           |             |            |             |           | 一般財源       |
|-------------|---|---|-------------------------|------------|-------------|-------------|-----------|-------------|------------|-------------|-----------|------------|
|             |   |   |                         |            |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源   |             |            |             | その他       |            |
|             |   |   |                         |            |             |             | 国庫支出金     | 県支出金        | 地方債        |             |           |            |
|             | 7 | 1 | 学校給食センターエアコン移設事業        | 2,571,000  | 1,621,000   |             |           |             |            |             | 1,621,000 |            |
| 11<br>災害復旧費 | 2 | 1 | 農業用施設災害復旧費              | 2,800,000  | 2,800,000   |             |           | 856,000     | 300,000    |             | 1,644,000 |            |
|             | 3 | 1 | 道路橋梁災害復旧費               | 23,776,000 | 16,976,000  |             | 6,846,000 |             | 3,400,000  |             | 6,730,000 |            |
|             | 5 | 1 | 防災行政無線等移設事業             | 2,214,000  | 2,214,000   |             |           |             |            |             | 2,214,000 |            |
|             |   |   | 現年発生単独災害復旧事業 第1別館施設改修事業 | 2,214,000  | 1,334,000   |             |           |             | 1,300,000  |             | 34,000    |            |
|             |   |   | 電算室サーバ用発電機等購入事業         | 2,460,000  | 2,460,000   |             |           |             | 2,400,000  |             | 60,000    |            |
|             | 計 |   |                         |            | 972,527,000 | 797,402,000 | 97,000    | 431,256,000 | 61,321,000 | 225,400,000 | 9,693,000 | 69,635,000 |

報第 3 号

平成 2 8 年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰  
越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規  
定により、平成 2 8 年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰  
越計算書を次のとおり報告する。

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

平成 2 8 年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書

| 款 | 項 | 目 | 事 業 名         | 金 額        | 翌 年 度<br>繰 越 額 | 左 の 財 源 内 訳 |              |             |            |            |              |
|---|---|---|---------------|------------|----------------|-------------|--------------|-------------|------------|------------|--------------|
|   |   |   |               |            |                | 既収入<br>特定財源 | 未 収<br>国庫支出金 | 入 特<br>県支出金 | 定 財<br>地方債 | 源<br>そ の 他 | 訳<br>一 般 財 源 |
|   |   |   |               | 円          | 円              | 円           | 円            | 円           | 円          | 円          | 円            |
| 1 | 1 | 1 | 人吉中核工業用地造成事業費 | 66,000,000 | 41,730,000     |             |              |             | 41,730,000 |            |              |
| 計 |   |   |               | 66,000,000 | 41,730,000     |             |              |             | 41,730,000 |            |              |